

平成21年5月28日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2005～2008

課題番号：17530129

研究課題名（和文） 戦犯釈放の国際関係

研究課題名（英文） Release of the Japanese War Criminals and International Relations

研究代表者

日暮 吉延（HIGURASHI YOSHINOBU）

鹿児島大学・法文学部・教授

研究者番号：30253917

研究成果の概要：

本研究は、サンフランシスコ講和条約発効後から1958年の日本人戦犯完全釈放までを対象時期としたうえで、日本人戦犯釈放をめぐる国際関係と政治過程を実証的に分析するものである。

その目的は、講和条約発効後の戦犯釈放に関する旧連合国側の政策決定過程を仔細に検討し、いまだ不分明な1950年代における日本人戦犯釈放の政治過程に関する諸事実を発掘、解明することにある。裁判後の戦犯処理は、従来の戦犯裁判研究において看過されてきた問題であり、本研究は、日本人戦犯釈放問題に内外で初めて本格的かつ総合的な分析を加えるものと位置づけられる。

本研究課題については、厳密な意味での先行研究は存在せず、1950年代の戦犯釈放問題という研究上の空白を埋める役割が認められる。研究期間を通じて多数の一次資料・情報の入手、系統的な分析作業を行ない、講和条約発効後の戦犯釈放に関する旧連合国諸政府の対応がかなりの程度、解明された。

それ以前の時期、すなわち占領期の戦犯釈放に関しては、本研究計画の開始前に連合国側の政策決定過程を中心に検討済みであり、それを本研究の成果と接合することで、占領期から講和条約発効後を通じた連合国側の戦犯釈放政策が明らかとなった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	1,100,000	0	1,100,000
2006年度	1,000,000	0	1,000,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
総計	3,400,000	390,000	3,790,000

研究分野：社会科学
科研費の分科・細目：政治学・国際関係論
キーワード：外交史・国際関係史

1. 研究開始当初の背景

研究代表者のかねての研究テーマは東京裁判である。その研究を進める過程で、東京裁判をアメリカが世界大に展開した戦争犯罪処罰計画の一部としてとらえる必要性を見出し、戦犯裁判の終結までを解明した。そして、その延長線上で、日本占領の後半期において日本人既決戦犯（A級・BC級）が釈放されており、しかし、この問題が未解明の戦後日本政治外交史上の重要な検討課題であることが判明した。

こうして、戦犯釈放問題が申請者のもう一つの研究課題となるにいたり、平成13年度～16年度科学研究費補助金基盤研究C(2)の助成（研究課題名「戦犯釈放の政治過程と戦後外交」）によって、占領期における戦犯釈放過程を検討することとなった。そこでは、主として連合国諸政府、GHQの政策決定に力点を置きながら釈放問題の発生とその展開が解明された。

本研究計画は、以上のような背景と成果をふまえ、サンフランシスコ講和条約発効後、すなわち日本の主権回復後における戦犯釈放問題を実証的に検討するものである。

2. 研究の目的

わが国における従来の戦犯裁判研究は、イデオロギー、ナショナリズム、善悪の判断基準、感情論を先行させがちであった。

本研究の特徴は、こうした研究状況において、性急な価値判断よりも具体的現象の因果関係を重視し、一次資料の綿密な分析によって「事実」の発掘と不明点の解明に努め、バランスのとれた議論を獲得することにある。

第二次大戦後の日本人戦犯問題は、日本占

領の後半期から「釈放」という新しい段階に入った。対日講和が発効した1952年4月現在、旧連合国諸政府が拘禁する日本人戦犯は1244名、これら戦犯は1958年末までに赦免・仮釈放等を通じて全員釈放された。しかし、この間の戦犯処理がいかに関したのかは、ほとんど不明であった。

研究代表者は、すでに占領後期の戦犯釈放問題の検討を終えており、本研究はその延長線上に位置するものである。

本研究の目的は、従来見過ごされてきた裁判後の戦犯処理問題を解明するという研究計画の一部として、サンフランシスコ講和条約発効後から1958年の戦犯完全釈放までの時期を対象にして、戦犯釈放に関する旧連合国諸政府の政策と対応について分析し、戦犯釈放過程の諸事実を解明することにある。

さらに、講和後の国際関係における戦犯処理問題を解明することは、「戦争－占領－講和後」の国際関係の変容を示すことに通じる点で、戦後日本の政治外交史の理解にも貢献するものとなる。

3. 研究の方法

本研究の基本的な方法は、信頼に値する一次資料の広範な収集、その系統的な整理と綿密な分析ということに尽きる。分析の焦点は、連合国諸政府の政策決定と相互作用、圧力集団・各国世論の役割等に当てられる。

この点における方法上の学術的特色は、マルチ・アーカイバルな分析である。

そのうえで、インドやオーストラリア等の中小国をも含めたマルチラテラルな国際関係にも分析を加えた。

また、とりわけクロス・ナショナルな政策対立という側面に注目した。赦免ないし釈放を求める主張は日本側だけでなく、旧連合国側にも存在しており、その意味で釈放をめぐる賛成論と反対論の対抗はクロス・ナショナルなものであった。

さらにいえば、日本と同じ立場にあった西ドイツの戦犯釈放が日本の事例とパラレルに進行しており、それ自体、未解明な点が多い。本研究は、この問題にも注意を払い、日独比較の視点を加えるという方法をとった。その結果、アメリカの対日政策と対独政策のあいだに相関関係があることが確認された。

4. 研究成果

内外の公刊・未公刊一次資料を収集したうえで、逐次、分析を加え、系統的な理論化をはかった。

そもそも「赦免 (clemency)」とは通常の刑事手続きであって、「裁判の正当性」と矛盾するものではない。しかしながら戦犯という特殊事例の場合、勝者と敗者の権力関係が存在するがゆえに「赦免」と「裁判の正当性 (=拘禁継続)」のあいだには緊張関係が生じざるをえない。

本研究は、それゆえ「赦免」と「裁判の正当性」を政策対立ととらえ、そのディレンマの内実を検討した。とくにクロス・ナショナルな政策対立に注目した結果、アメリカ国内に賛成論 (急進論) と反対論 (漸進論) があり、日本側の釈放論と同軌にある賛成論は対日関係を重視し、反対論はドイツ戦犯釈放への影響を懸念する立場と密接であったことなどが知見として得られた。

また講和条約発効 (日本の主権回復) 後におけるアメリカの政策には3度の転換があり、そのたびごとに対日関係に配慮するために戦犯釈放に拍車がかかったこと、西側諸国の政策決定においてソ連・北京政府の「戦犯」問題および「平和攻勢」への対抗が重要な要

因であったことも解明された。

他方、日本側の動向については、国家間の相互作用はもとより、主権回復直後の日本人の大多数が戦犯釈放に好意的であったという「印象」を得たことが重要であった。ただし、この点については、国会や政府以外の日本社会、世論を今後、さらに実証的に検討することが必要だと考えている。

また、1950年代半ば、仮出所したA級戦犯の荒木貞夫、橋本欣五郎らがメディアを通じて所感を発信したことに対して、国務省筋が日本の新聞に見解を述べるといった興味深い情報も得られた。

以上のような本研究の成果の一部は、日暮吉延著『東京裁判』 (講談社現代新書、2008年、第30回サントリー学芸賞受賞) の第7章「戦犯釈放はいかにして始まったのか」 (315~356頁)、第8章「なぜA級戦犯は釈放されたのか」 (357~390頁) において公表された (本研究の成果の具体例については、この業績を参照)。

ともあれ、本研究計画の実施によって、裁判後の戦犯処理という従来看過されてきた問題の解明が大きく前進したものと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 13 件)

1. 日暮吉延、「東京裁判の評価」、『朝日ビジュアルシリーズ 週刊昭和』第7号、朝日新聞出版、2009年、16~17頁。

2. 日暮吉延、「論点」、『毎日新聞』東京本社版朝刊2008年12月19日付。

3. 日暮吉延、「東京裁判と日本の対応——『国家』と『個人』」、軍事史学会編『軍事史学』第44巻3号、錦正社、2008年、4~21頁、査読有。

4. 日暮吉延、「解説」、武藤章著『比島から

巢鴨へ』中央公論新社(中公文庫)、2008年、329～339頁。

5. 半藤一利・保坂正康・戸部良一・御厨貴・福田和也・日暮吉延(共著)、「新・東京裁判」、『文藝春秋』2008年10月号、2008年、260～310頁。

6. 日暮吉延、「東京裁判と三人の判事」、『歴史読本』2008年9月号、新人物往来社、2008年、154～159頁。

7. 日暮吉延、「戦犯移管問題」、『法律時報』2008年4月号、日本評論社、扉。

8. 日暮吉延、「東京裁判の論理を読み解くために」、『本』2008年2月号、講談社、6～8頁。

9. 日暮吉延、「解説」、児島襄著『東京裁判』改版下巻、中央公論新社(中公文庫)、2007年、261～272頁。

10. 牛村圭・日暮吉延・仲正昌樹(共著)、『『東京裁判』の“光と闇”』、『諸君!』2007年5月号、文藝春秋、2007年、123～137頁。

11. 日暮吉延、「東京裁判」、川島真・服部龍二編『東アジア国際政治史』、名古屋大学出版会、2007年、221頁。

12. 日暮吉延、「『文明の裁き』が遺した怨恨」、日本郷友連盟編『郷友』第22号、2006年、6～13頁(『This is 読売』1998年10月号から再録)

13. 日暮吉延、「東京裁判の論点」、歴史群像シリーズ第79巻『実録日本占領——GHQ日本改造の七年』、学習研究社、2005年、112～115頁。

[学会発表](計5件)

1. Yoshinobu Higurashi, "The Tokyo War Crimes Trial as International Politics," The Sigur Center Project on Memory and Reconciliation; SPFUSA Asian Voices Seminar, "The Tokyo War Crimes Trial at Sixty: Legacies and Reassessment," 23 March 2009, Elliott School of International Affairs, George Washington University, Washington, D.C., USA.

2. 日暮吉延、「国際政治としての東京裁判」、国際シンポジウム「日中歴史研究者フォーラム」、2008年12月7日、慶應義塾大学三田キャンパス。

3. Yoshinobu Higurashi, "The International Context of the Tokyo Trial," "Workshop, The Tokyo Trial: Legacy and Reassessment at Sixty," 30 November 2007, Elliott School of International Affairs, George Washington University, Washington, D.C., USA.

4. 日暮吉延、「A級戦犯の釈放過程」、松下政経塾国策研究会、2007年2月19日、松下政経塾東京事務所・政経研究所。

5. 日暮吉延、「占領期の戦犯裁判終結から戦犯釈放へ」、占領・戦後史研究会、2005年5月21日、二松学舎大学千代田校舎。

[図書](計2件)

1. 日暮吉延、『東京裁判』、講談社(講談社現代新書)、2008年、全412頁(第30回サントリー学芸賞[思想・歴史部門]受賞)。

2. 牛村圭・日暮吉延(共著)、『東京裁判を正しく読む』、文藝春秋(文春新書)、2008年、全267頁。

[その他]
なし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

日暮吉延(HIGURASHI YOSHINOBU)

鹿児島大学・法文学部・教授

研究者番号: 17530129